

発議案第14号

殺傷兵器を含む武器輸出解禁の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月17日

八千代市議会議長 塚本路明様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	三田登
	同	飯川英樹
	同	大竹秀樹
	同	高山敏朗

提案理由

国に対し、殺傷兵器を含む武器輸出解禁の撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

殺傷兵器を含む武器輸出解禁の撤回を求める意見書

高市政権は「防衛装備移転三原則」とその「運用指針」の改定を強行し、戦闘機や艦船、ミサイルなど、殺傷・破壊能力を持った武器の輸出を全面的に解禁した。

NHKが本年5月に実施した世論調査では、殺傷能力のある武器の輸出について、賛成が35%、反対が52%となっており、他の世論調査でも、殺傷能力のある武器の輸出に反対する意見が多数を占めている。それにもかかわらず、国民や国会に一切諮ることなく、閣議のみで方針を決定した政府の対応について、国民から批判の声が上がっている。

政府の説明によれば、輸出先は「防衛装備品・技術移転協定」の締約国に限り、国際連合憲章に適合した使用や第三国移転への日本の事前同意を義務付けるものとしているが、そもそも米国によるイラン攻撃は国際連合憲章違反だと指摘されており、こうした規定が実効性を担保するとは言い難い。また、武器輸出に際して政府から国会への事前通知が義務付けられておらず、事後通知のみとされているため、国会の監視機能が働かないことは問題である。

日本は憲法の平和主義の下、国際紛争を助長する武器の輸出国にはならないと厳しい自制を続けてきた長い歴史がある。そうした中、国会での議論や国民への説明が不十分なまま、政権の閣議決定のみで国際紛争を助長しかねない政策へと転換する国家に成り下がることは、到底容認できるものではない。

よって、本市議会は国に対し、殺傷兵器を含む武器輸出解禁の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防 衛 大 臣 様